

一般不妊治療の費用の一部を助成



人工授精による不妊治療(一般不妊治療)を受けている夫婦の経済的負担を軽減するため、一般不妊治療にかかる費用の一部を助成します。

対象

- 次の全てに該当する人です。
- ・ 法律上の婚姻関係にある夫婦
 - ・ 医療機関で不妊症と診断された夫婦
 - ・ 治療開始の初日に妻の年齢が 41 歳未満
 - ・ 治療を受けている期間に、他の自治体の助成を受けていない
 - ・ 一般不妊治療を受けた日から申請日までの間、夫婦ともに継続して益城町に住民登録があり、居住している
 - ・ 夫婦とその同一世帯員が、町税と国民健康保険税を滞納していない
 - ・ 夫婦の前年所得(1月から5月までに申請する場合は、前々年の所得)の合計額が 730 万円未満

助成対象

- 令和 2 年 4 月 1 日以後に受けた治療費などが対象です。
- ・ 医療機関で受けた一般不妊治療に要する経費
 - ・ 一般不妊治療に関し、医療機関から交付された処方箋で調剤した薬局に支払った費用
- 文書料、個室料などの治療に直接関係がない費用は対象外です。

申請期間

一般不妊治療を受けた日が属する月の初日から起算し、1 年以内
対象経費の合計額

助成額

夫婦 1 組について 5 万円を限度
(ただし、この制度を利用して妊娠/出産した後、さらに次の子どもを希望するために一般不妊治療を受ける場合は、新たに助成を受けられます)

申請に必要なもの

1. 益城町一般不妊治療費助成金交付申請書
2. 益城町一般不妊治療医療機関受診等証明書
3. 医療機関が発行する一般不妊治療についての領収証
4. 夫婦と同一世帯員が町税などを滞納していないことを証明する書類
5. 夫婦の前年所得(1月から5月までに申請する場合は、前々年の所得)が証明できる書類
6. 印かん(スタンプ式でないもの)

閩健康づくり推進課 ☎ 234 - 6123

今年度の狂犬病予防注射

令和 2 年度の犬登録・狂犬病集団予防注射は、11 月上旬に行う予定です。

しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により、実施できない場合もありますので、12 月末までにできる限り個別に動物病院で狂犬病予防注射の接種をお願いします。

なお、町外の動物病院で接種した場合は、「狂犬病予防注射済証」を持参し、役場住民保険課環境衛生係で「狂犬病予防注射済票」の交付(交付手数料:500 円)を受けてください。



町内の動物病院

じんだ動物病院(広崎) ☎ 286 - 2361
ましき動物病院(馬水) ☎ 289 - 0563

閩住民保険課 環境衛生係 ☎ 289 - 8077